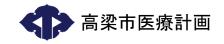
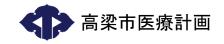
資料編



高梁市医療計画策定経過

高梁市医療計画策定経過

	年月	概要	会議体等
検討間査分析	平成29 (2017)年 1月~3月	庁内において、関係部局の幹部が集まり、平成37(2025)年度を見据えた本市の地域医療の目指す姿を検討しました。	■ ワーキンググループ(1月20日、2月2日、2月23日、 3月23日、3月24日)
	平成29 (2017)年 4月~10月	地域医療の実態を適切に把握する ため、市民、医療機関、医療従事者、 関連専門職、医療従事者養成学校学 生へのアンケート調査を実施しました。	 □ ワーキンググループ(5月22日、6月12日、6月26日、7月20日、10月30日、10月31日) □ 第1回高梁市医療計画庁内検討委員会(8月18日) ■ 第1回高梁市医療計画検討委員会(8月20日) ■ 高梁市の地域医療に関するアンケート調査(9月11日~9月29日)
施策検討.	平成29 (2017)年 11月~ 平成30 (2018)年 3月	調査分析から得られた情報をもとに、本市の地域医療の現状と課題を抽出・整理し、平成37(2025)年度における目指す姿を実現するために取り組むべき施策を検討しました。	■ 第2回高梁市医療計画庁内検討委員会(11月17日) ■ 第2回高梁市医療計画検討委員会(11月20日) ■ ワーキンググループ(12月1日、12月14日、12月22日、平成30年1月26日) ■ 高梁市議会全員協議会(2月26日) ■ 第3回高梁市医療計画庁内検討委員会(3月23日) ■ 第3回高梁市医療計画検討委員会(3月26日)
計画策定	平成30 (2018)年 4月	パブリックコメントを募集し、市民の 方々のご意見を募集しました。	■ パブリックコメント(4月2日~4月25日)
	平成30 (2018)年 5月	本計画の策定・公表を行いました。	■ 第4回高梁市医療計画庁内検討委員会(5月10日) ■ 第4回高梁市医療計画検討委員会(5月14日)



高梁市医療計画検討委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 1 日 告示第 129 号

(設置)

- 第1条 本市における将来を見据えた地域医療体制の充実を図ることを目的として、高梁市医療計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議及び検討するものとする。
 - (1) 高梁市医療計画(以下「計画」という。)の策定及び変更に関すること。
 - (2) 計画の具体的事項に関すること。
 - (3) 計画の進捗状況に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に必要なこと。

(構成員)

- 第3条 委員会の構成員は、委員及びアドバイザーとする。
- 2 委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 医療機関関係者
 - (3) 保健及び福祉団体関係者
 - (4) 市議会議員
 - (5) 関係行政機関の職員
 - (6) その他市長が必要と認める者
- 3 アドバイザーは、医療に関し専門的な知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員及びアドバイザーの任期は、委嘱又は任命の日から2年とする。ただし、 委員又はアドバイザーが欠けた場合における補欠の委員又はアドバイザーの 任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員及びアドバイザーは、再任することができる。 (役員)
- 第4条 委員会に次の役員を置き、委員の互選により選出する。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数の同意をもって決し、可否同数 のときは、会長がこれを決する。
- 4 会長は、必要に応じて委員及びアドバイザー以外の者に委員会への出席を 求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、会議を公開することにより公正かつ 円滑な議事運営に支障があると会長が認めるときは、この限りではない。 (専門部会)
- 第6条 第2条の所掌事務に関する具体的事項について調査及び研究するため、 委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会は、会長が委員の中から指名した者で構成する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会を代表し、総括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理 する。

(報酬等)

第7条 委員及びアドバイザーの報酬及び費用弁償は、高梁市特別職の職員で 非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年高梁市条例第3 5号)の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医療連携課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
 - (高梁市地域医療福祉検討委員会設置要綱の廃止)
- 2 高梁市地域医療福祉検討委員会設置要綱(平成25年高梁市告示第176 号)は、廃止する。

高梁市医療計画検討委員会委員名簿

◎ : 会 長 ○ : 副会長

区分	所属・役職名	氏	名
学識経験を有する 者	吉備国際大学保健医療福祉学部 学部長 (地域医療福祉センター長)	◎中角	祐治
	一般社団法人高梁医師会 会長	〇仲田	永造
	医療法人清梁会高梁中央病院 理事長	戸田	俊介
	医療法人慶真会大杉病院 理事長	菅田	吉昭
	こころの医療たいようの丘ホスピタル 院長	原田	俊樹
医療機関関係者	岡山県病院協会高梁支部 支部長 (高梁市国民健康保険成羽病院 院長)	紙谷	晋吾
	高梁市川上診療所 所長 (社会福祉法人旭川荘常務理事)	菅原	英次
	岡山県歯科医師会高梁支部 支部長	大森	康弘
	岡山県薬剤師会高梁支部 支部長	小川	慎治
	公益社団法人岡山県看護協会高梁支部 支部長	柳井	好美
保健及び福祉団体 関係者	N P O法人岡山県介護支援専門員協会 高梁支部 支部長	山根	由美
市議会議員	高梁市議会議員(市民生活委員会委員長)	宮田	好夫
関係行政機関の	備北保健所 所長	川井	睦子
職員	高梁市 副市長	藤澤	政裕

アドバイザー

所属・役職名	氏	名
岡山県医師会理事	江澤	和彦
岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授	浜田	淳

高梁市医療計画庁内検討委員会設置要綱(内規)

平成29年6月1日

(設置)

第1条 高梁市医療計画(以下「計画」という。)の策定及び進行管理について、 必要事項を検討するため、高梁市医療計画庁内検討委員会(以下「委員会」と いう。)を設置する。

(所掌事務)

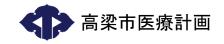
- 第2条 委員会は、目的達成のため、次の業務を行う。
 - (1) 計画の策定又は変更に係る重要事項の調査及び審議に関すること。
 - (2) 計画の策定又は変更に関し、関係部署間の調整に関すること。
 - (3) 計画の進行管理に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、副市長を、副委員長は健康福祉部長を、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。
- 2 委員長は、議事に応じ、委員を特定して会議を招集することができる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。 (専門部会)
- 第5条 第2条に規定する所掌事務を円滑に行うため、委員会に専門部会(以下 「部会」という。)を置くことができる。
- 2 部会の委員は、別表第2に掲げる者をもって充て、必要により関係機関の職員の参画を求めることができる。

(庶務)

- 第6条 委員会及び部会の庶務は、医療連携課において処理する。 (その他)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。



附則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

総合戦略課長、理財課長、まちづくり課長、市民課長、 住もうよ高梁推進課長、有漢地域局長、成羽地域局長、川上地域局長、 備中地域局長、健康づくり課長、福祉課長、こども未来課長、 介護保険課長、社会教育課長、警防課長、成羽病院事務局長

別表第2(第5条関係)

総合戦略課、理財課、まちづくり課、市民課、住もうよ高梁推進課、 有漢地域局、成羽地域局、川上地域局、備中地域局、健康づくり課、 福祉課、こども未来課、介護保険課、社会教育課、警防課、 成羽病院事務局の各職域から2名以内